

県と市町村職員の交流

1 概要

地方自治法に基づく職員の派遣

根拠法令：地方自治法第252条の17

対象団体：市町村及び一部事務組合

県と市町村が職員を派遣することにより、市町村における事務処理の合理化及び適正化を図るとともに、県及び市町村における行政の相互協力に資することを目的としています。

実務研修職員の受入れ

根拠法令：地方公務員法第39条

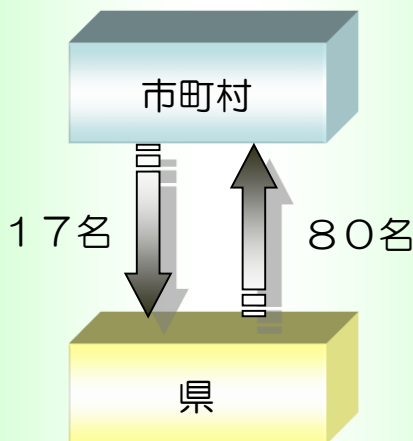
対象団体：市町村及び一部事務組合

市町村職員が、県の実務を通じて事務又は技術の習得を図り、もって市町村行政推進の円滑化に資することを目的として、研修職員を県に受け入れるものです。

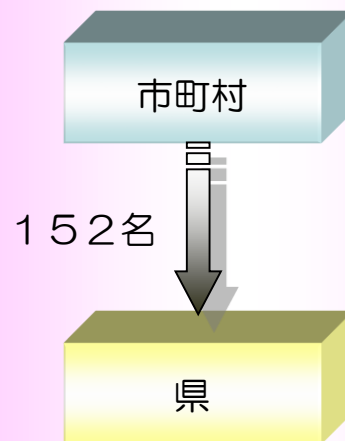
2 実績等

令和4年4月1日現在の実施状況は下記のとおりです。

地方自治法に基づく職員の派遣



実務研修職員の受入れ



3 お問い合わせ先

企画財政部 市町村課 総務・市町村人材交流担当

電話 048(830)2675(直通)

E-mail a2670@pref.saitama.lg.jp